



2022年12月13日

各 位

会 社 名 Recovery International 株式会社
代表者名 代表取締役社長 大河原 峻
(コード番号：9214 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理部部長 柴田 旬也
(TEL. 03-5990-5882)

当社に対する控訴の提起に関するお知らせ

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族（以下、「原告」といいます。）より提起されました介護事故損害賠償請求訴訟につきまして、2022年10月17日に東京地方裁判所より原告の請求をいずれも棄却する旨等を内容とする判決（以下、「第一審判決」といいます。）の言い渡しを受けておりますが、昨日、東京高等裁判所より控訴状の送達を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 控訴に至った経緯

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から 2019年4月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110百万円超の支払いを求めた訴訟を東京地方裁判所に提起されておりましたが、2022年10月17日に、①原告らの請求はいずれも棄却する、②訴訟費用は原告らの負担とするとの判決の言い渡しがありました。

本判決に対し、元利用者の遺族はこの判決を不服として、2022年10月21日に東京高等裁判所へ控訴を提起したものです。

2. 控訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁 判 所 東京高等裁判所
- (2) 控 訴 日 2022年10月21日
- (3) 控 訴 状 送 達 日 2022年12月12日

3. 控訴を提起した者

- (1) 氏 名 元利用者の遺族（3名）
- (2) 住 所 東京都品川区

4. 控訴の内容及び目的の金額

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らは、控訴人Aに対し、連帯して、金1億0866万5761円及びこれに対する平成29年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人らは、控訴人Bに対し、連帯して、金495万円及びこれに紺する平成29年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被控訴人らは、控訴人Cに対し、連帯して、金275万及びこれに対する平成29年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの連帯負担とする。
- (6) 第2項乃至第4項につき仮執行宣言

5. 今後の見通し

当社は、第一審判決において妥当な判断が示されたと考えており、引き続き控訴審において当社の正当性を主張してまいります。

以 上